

埼 玉 県

障害福祉研修
人材育成ガイドブック
(簡易版)



平成30年9月
埼玉県自立支援協議会

目 次

I	階層別（実務経験年数）で想定される研修	P. 2
II	サービス種別（事業所別）で必要とされる研修	P. 3
III	障害福祉に係る研修	P. 5
1	障害者総合支援法に関連する研修	
(1)	相談支援従事者初任者研修	
(2)	相談支援従事者現任研修	
(3)	相談支援従事者専門コース別研修	
(4)	サービス管理責任者等研修Ⅰ	
(5)	サービス管理責任者等研修Ⅱ	
(6)	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	
(7)	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	
(8)	重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修	
(9)	障害者虐待防止・権利擁護研修	
(10)	区分認定（調査員）研修・審査会委員研修	
2	その他の研修（参考）	P. 29
(1)	発達障害児に係る医療・療育の専門職の人材育成現場研修	
(2)	発達障害児療育実践者養成研修	
(3)	学齢期のSST実践研修	
(4)	ペアレント・トレーニング指導者育成研修	
(5)	「発達障害の基礎理解」公開講座	
(6)	発達障害児のための感覚運動遊び支援実践研修	
(7)	発達障害と環境支援	
(8)	発達障害アセスメント研修①基本編	
(9)	発達障害アセスメント研修②応用編	
(10)	親子グループ支援実践研修	
(11)	楽しい子育て応援講座トレーナー養成研修	
(12)	ペアレント・トレーニング指導者実践研修	
(13)	ペアレントプログラム支援者育成研修	
(14)	発達障害のある子供の小学校生活への支援～連携のための基礎知識～	
(15)	たんの吸引に係る研修	
(16)	リハビリテーションテーマ別研修「障害の理解とリハビリテーション 高次脳機能障害編」	
(17)	難病患者等ホームヘルパー養成研修（難病基礎課程Ⅰ、Ⅱ）	
(18)	訪問相談員育成事業	
(19)	精神保健福祉関係機関向け研修	

I 階層別（実務経験年数）で想定される研修

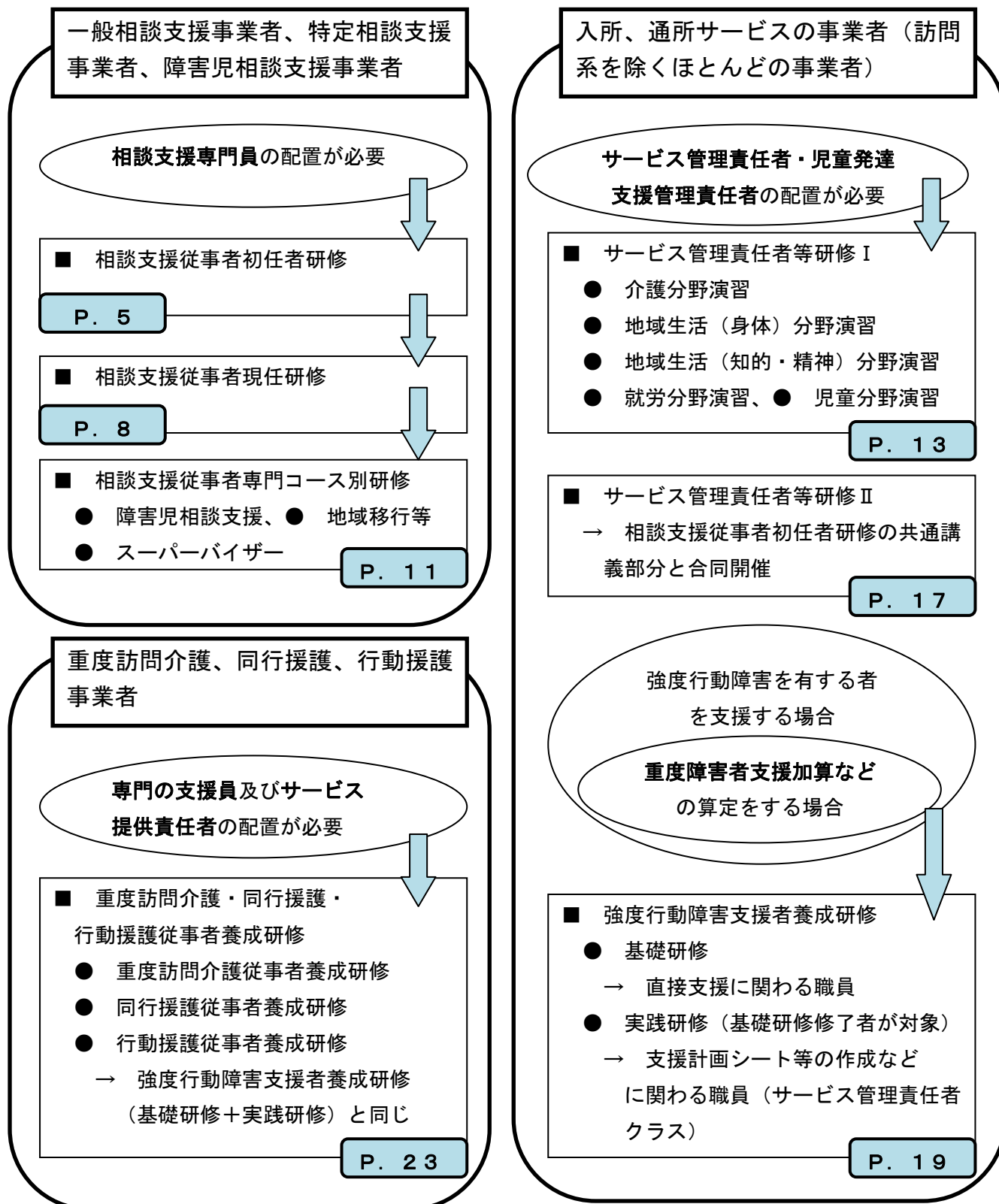
障害福祉サービスの職業に就いて間もない人から施設長、管理者まで、受講すべき研修をまとめてみました。これはあくまで目安ですので、職務の内容、事業所や施設における事情等によって受講の時期は異なります。

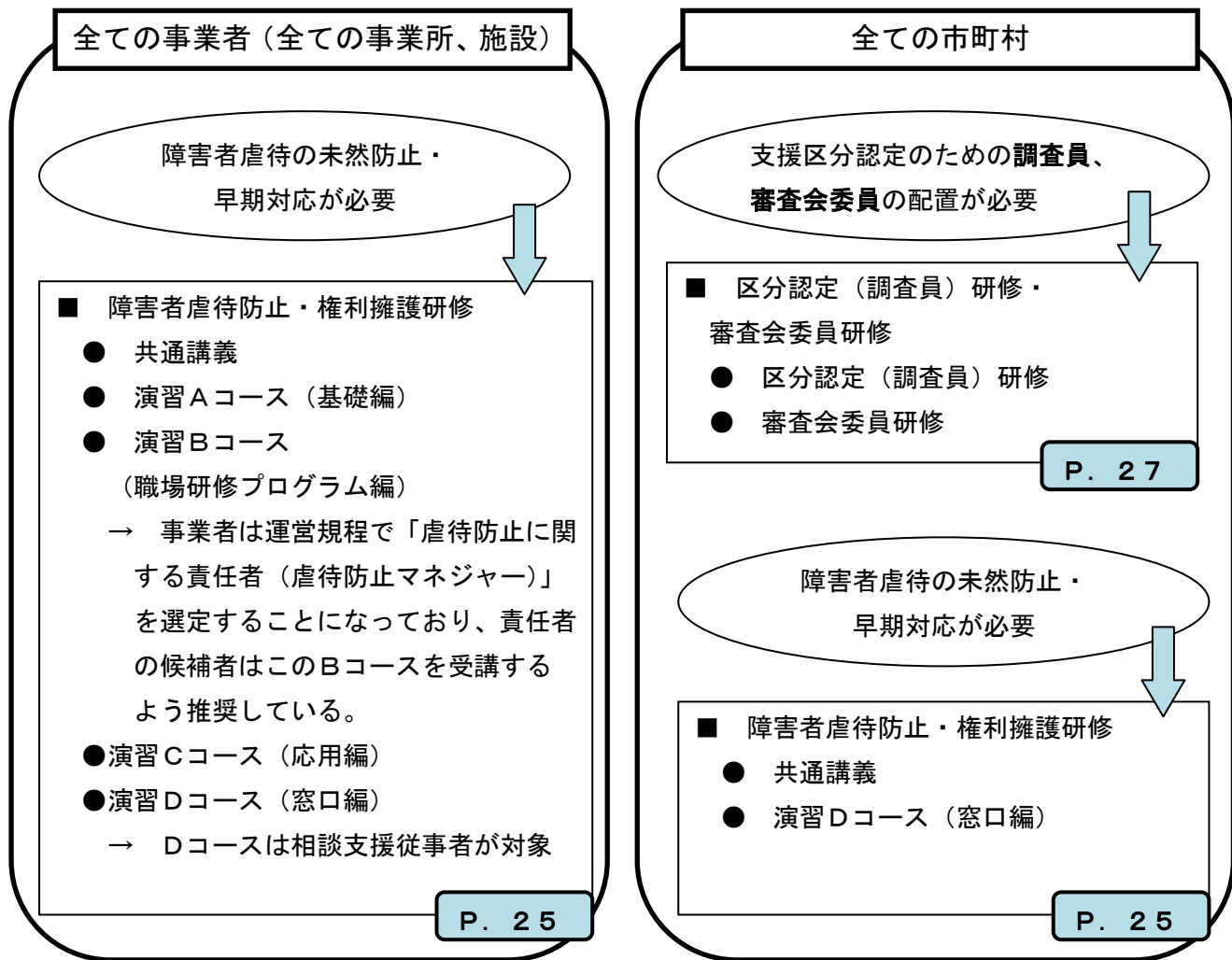
県社協実施のキャリアパス研修	経験年数	サービス管理責任者等になる場合	相談支援専門員になる場合	障害者虐待防止・権利擁護研修	強度行動障害支援者養成研修	その他の研修	市町村職員(新任)などを対象とする研修
<ul style="list-style-type: none"> ■初任者キャリアパス研修 →入職後概ね2年未満 	1年目からの研修					<ul style="list-style-type: none"> ■基礎研修 →直接支援に関わる職員 	<ul style="list-style-type: none"> 【虐待対応担当の職員等】 ■障害者虐待防止・権利擁護研修 <ul style="list-style-type: none"> ●共通講義 ●演習Dコース（窓口編） 【認定調査員又は審査会委員になる場合】 ■区分認定（調査員）研修 ■審査会委員研修
<ul style="list-style-type: none"> ■中堅職員キャリアパス研修 →入職後概ね2年以上 	3～5年目の研修	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス管理責任者等研修Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> ●共通講義 ●分野別演習 →事業所のサービス種別により分野を選択 	<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援従事者初任者研修 →相談支援専門員になる職員 ■相談支援従事者現任研修 →初任者研修を受講した翌年度から起算して5年以内に受講 	<ul style="list-style-type: none"> ■共通講義 ■演習Aコース（基礎編） 	<ul style="list-style-type: none"> ■実践研修 基礎研修修了者が対象 →支援計画シート等の作成などに関わる職員 	<ul style="list-style-type: none"> ■重度訪問介護従事者養成研修 →重度訪問介護に従事する者 ■行動援護従事者養成研修 →行動援護に従事する者 ■同行援護従事者養成研修 →同行援護に従事する者 	
<ul style="list-style-type: none"> ■チームリーダーキャリアパス研修 →近い将来チームリーダーの役割を担うことが想定される職員 	5～8年目の研修	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス管理責任者等研修Ⅱ →相談支援従事者初任者研修共通講義と合同開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援従事者専門コース別研修 <ul style="list-style-type: none"> ●障害児相談支援 ●地域移行等 ●スーパーバイザー 	<ul style="list-style-type: none"> ■演習Bコース（職場研修プログラム編） 		<ul style="list-style-type: none"> ■喀痰吸引等研修（特定・不特定） →喀痰吸引を行う介護職員 	
<ul style="list-style-type: none"> ■管理者キャリアパス研修 →近い将来管理職員の役割を担うことが想定される職員 	8年目からの研修			<ul style="list-style-type: none"> ■演習Cコース（応用編） 			

法定研修ではないが、非常に高いニーズがある階層別研修

Ⅱ サービス種別（事業所別）で必要とされる研修

障害者総合支援法などにより事業所や施設に置くこととされる専門職の要件に関わる研修を整理してみました。これらの専門職が必要とされる人数は事業所、施設ごとにその規模（利用定員）によって異なります。





※ 特に障害者虐待防止・権利擁護研修は、事業所や施設の種別に関わらず、できるだけ多くの職員に受講していただきたい研修です。

Ⅲ 障害福祉に係る研修

1 障害者総合支援法に関連する研修

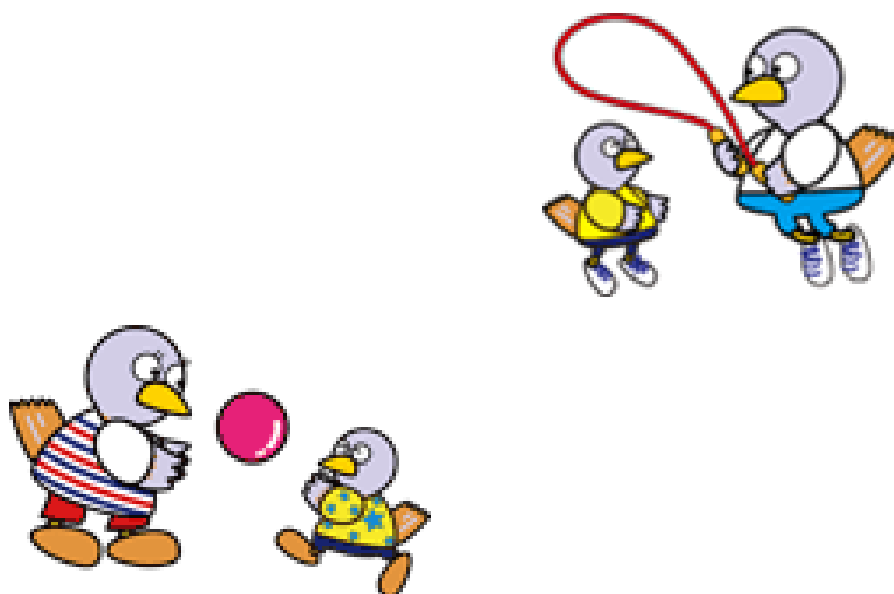
(1)	相談支援従事者初任者研修
-----	--------------

目的	計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の養成を行います。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の養成を行います。) ★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければ「相談支援専門員」として従事できません。
関係する事業所	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）
受講資格	以下の両方とも満たす者 ● 県内の対象事業者において従事予定の者。 ● 相談支援従事者の要件（厚生労働省で定める実務経験年数等※1）を満たす予定の者。 ※1 ①障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、福祉事務所、障害者支援施設、指定居宅介護支援事業所、障害者就業・生活支援センターなどにおける「相談支援の業務」5年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」10年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は5年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上 → 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。
指定基準との関係	対象事業者においては、専従の相談支援専門員（初任者研修を修了し、かつ実務経験年数等※1を満たす者）の配置が

	必要です。(配置人数は1人以上)
<p>修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの</p> <p>詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照。 (アドレスは欄外に記入)</p>	<p>【役割】 対象事業者において、相談支援専門員として障害福祉サービス利用(予定)者の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握(アセスメント)、サービス等利用計画案の作成(プランニング)、同計画の実施状況の把握(モニタリング)などを行うほか、基本相談や(自立支援)協議会を核とする地域づくりに関する業務を行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 相談支援専門員の業務は、個別の相談支援を通じて、地域課題を把握し、その課題の解決を図っていくソーシャルワークです。そのためには、相談支援専門員が、相談者ごとに支援チームを組織し、関係機関を調整し、課題解決に向け相談者、関係機関、地域を方向づけ、促していくことが求められます。</p> <p>サービス等利用計画の作成方法だけでなく、相談者にしっかりと向き合い、ケアマネジメントの手法を活用して、課題解決を図り、個人だけでは解決できない課題は、地域の課題として(自立支援)協議会を活用し解決に向けていく一連の業務が相談支援では求められます。</p>
研修の内容	<p><u>カリキュラム(全5日間)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 2日間 (サービス管理責任者研修Ⅱと合同実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の基本姿勢 ・ 障害者総合支援法の概要 ・ 計画作成とサービス提供のプロセス ・ 相談支援における権利擁護と虐待防止 ・ 障害児者の地域生活支援 ● 演習(グループ討議等) 3日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントの実践 ・ 事例に基づいた計画作成の演習 ・ 自立支援協議会の役割と活用 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 6月 ● 演習 7月～9月

<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>本研修では、相談支援業務の入口の研修として、講義では相談支援業務全般について、演習では相談支援事業の機能と役割の理解、地域連携のあり方についての理解、ケアマネジメントプロセスの理解について、グループ討議と実習を通じて学びます。この研修では相談支援に関する業務の一連の流れや地域における役割について理解し、体験していただくことがゴールになります。</p> <p>本研修を通じ、ソーシャルワーカーとしての相談支援専門員への第一歩としていただくことを期待しています。</p> <p>なお、相談支援（ソーシャルワーク）の基礎は習得済みであり、一定の実務経験があることを前提としています。本研修受講前にはソーシャルワークの基礎に関する研修を受講することが望ましく、本研修修了後も様々なスキルアップ研修やOJTによる研鑽が求められます。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H3O受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>

http://www.ssa-b.com/_src/sc872/SSA_HRDvision_201203.pdf

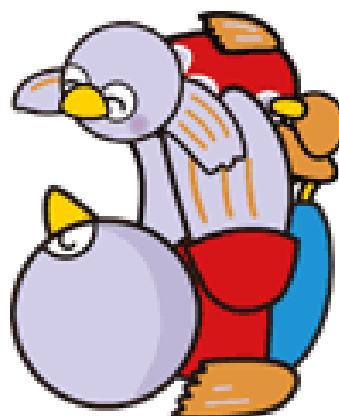


(2)	相談支援従事者現任研修
-----	-------------

目的	<p>計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の資質の向上を図ります。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の資質の向上を行います。)</p> <p>★ 「相談支援専門員」は5年に1回、当該研修を修了する必要があります。計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の養成を行います。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の養成を行います。)</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければ「相談支援専門員」として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者において従事している又は従事予定の者。 ● 相談支援従事者初任者研修を修了している者。 (過去5年以内に限る※2) <p>※2 相談支援従事者初任者研修修了者で相談支援専門員として職務に従事する場合、初任者研修の修了年度の翌年度から5年以内に現任研修を修了していなければなりません。もし5年以内に現任研修を修了しなかった場合、その翌年度の初任者研修を受講する必要があります。その年度は研修修了するまで相談支援専門員として従事することはできません。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、専従の相談支援専門員（初任者研修を修了し、かつ実務経験年数等※1を満たす者）の配置が必要です。さらに初任者研修の修了年度によっては、上記※2のとおり当該研修の修了が必要です。</p> <p>また、一定数の現任研修修了者の配置が、特定事業所加算の要件のひとつとなっています。</p>

<p>修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの</p> <p>詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照。 (29頁)</p>	<p>【役割】 対象事業者において、相談支援専門員として障害福祉サービス利用（予定）者の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、サービス等利用計画案の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行うほか、基本相談や（自立支援）協議会を核とする地域づくりに関する業務を行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 相談支援専門員の業務は、個別の相談支援を通じて、地域課題を把握し、その課題の解決を図っていくソーシャルワークです。そのためには、相談支援専門員が、相談者ごとに支援チームを組織し、関係機関を調整し、課題解決に向け相談者、関係機関、地域を方向づけ、促していくことが求められます。</p> <p>サービス等利用計画の作成方法だけでなく、相談者にしっかりと向き合い、ケアマネジメントの手法を活用して、課題解決を図り、個人だけでは解決できない課題は、地域の課題として（自立支援）協議会を活用し解決に向けていく一連の業務が相談支援では求められます。</p> <p>相談支援の実務を数年以上経験している本研修の修了生は、加えて、より質の高い支援や困難ケースの対応、地域づくりなどへの関わりが求められていきます。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（全3日間）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の動向について ・ 地域生活支援事業について ・ 相談支援の基本姿勢及びプロセスについて ・ 自立支援協議会の役割と活用 ● 演習（グループ討議等） 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者ケアマネジメントの実践（講義とグループ討議） ・ グループスーパービジョン（講義・モデル事例の検討） ・ グループスーパービジョン（地域支援の活性化に向けて） <p><u>例年の受講時期</u> 1月～2月</p>
<p>研修講師からのコメント</p>	<p>相談支援従事者現任研修は、相談支援専門員資格の更新研修であるとともに、日常業務を振り返り、さらに質の高いソ</p>

<p>(目指すべき 専門職像とは)</p>	<p>一シヤルワークとしての相談支援を行う気づきの機会として いただくことを目的としています。</p> <p>受講生には自身で関わっている事例を提出していただき、 個々の事例から新たな視点や気づきを持てるよう講義やグル ープ討議を行なっていきます。</p> <p>また、相談支援専門員として活動していくには、個別のケ ースから地域課題に目を向け、課題解決に向けた取り組みも 求められます。このことから個別支援だけではなく、地域づ くりや他職種連携を進める視点を持ち、それぞれの地域で活 躍していただければと思います。</p> <p>なお、本研修は5年間に1度の受講となり、それ以外にも 様々なスキルアップ研修やOJTによる研鑽が求められます (スキルアップ体制についての詳細は、29頁を参照)。</p>
<p>実施主体(担当) 及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当)</p> <p>048-830-3319</p>
<p>H30受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所</p> <p>048-640-4401</p> <p>http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>



(3)	相談支援従事者専門コース別研修
-----	-----------------

目的	<p>計画相談支援に従事する「相談支援専門員」の資質の向上を図ります。(障害者総合支援法第5条第17項及び児童福祉法第6条の2に規定する相談支援に従事する者の資質の向上を行います。)</p> <p>資質の向上のために3つの専門コースを設定し、支援技術の向上等を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 ● 地域移行・地域定着、触法障害者支援 ● スーパーバイザー養成
関係する事業所	<p>指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、市町村地域生活支援事業の相談支援事業・基幹相談支援センター（市町村行政、事業の受託事業者）</p>
受講資格	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者において従事している相談支援専門員（現任研修を修了していることが望ましい） ● 指定重度障害者等包括支援事業所に従事しているサービス提供責任者など <p>※スーパーバイザー養成研修は、自治体担当職員や基幹相談支援センターの主任相談員など業務実施地域の相談支援体制整備やスーパーバイズ体制の中核となる人に向けた研修です（受講生にスーパービジョンの機会を提供する研修ではなく、スーパーバイザーを養成する研修です）。</p>
指定基準との関係	<p>特になし</p>
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>研修修了者には、地域の相談支援体制におけるリーダー的存在や県の研修講師など広域での人材育成にも携わる役割となることを期待します。</p> <p>（スーパーバイザーとは、他の相談支援専門員を客観的、総合的に評価し、必要な助言を行い、その長所を伸ばす取り組みを行う者です。）</p> <p>※詳細は埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参照（アドレスは欄外に記入）</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児相談支援 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援の概要（心理学専攻の大学教授） ・ 障害児の環境調整、家族支援 ・ 計画作成演習（就学前・学童期） ● 地域移行・地域定着、触法障害者支援 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉施策の現状と課題 ・ 医療と福祉の連携の進め方 ・ 実践事例を通して支援のあり方を考える ● スーパーバイザー養成 9日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループスーパービジョン ・ 「地域づくり」のための演習 ・ 地域の人材育成とグループスーパービジョン <p><u>例年の受講時期</u> 9月～3月</p>
<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>相談支援は、法定研修を修了すればそれで育成の終わる仕事ではありません。さらなるブラッシュアップのための研修を受講したり、現場で業務に即しながらの研鑽（いわゆるOJT）を積む必要があります。</p> <p>埼玉県相談支援従事者人材育成ビジョンを参考にしながら、積極的に研修に参加してほしいと思います。(29頁参照)</p> <p>また、普段の業務実施地域の中で事例検討やスーパービジョンを行う場の設置推進をしています。既にこのような場がある地域で仕事をしているかたは、そこに参加することが必須と考えてほしいと思います。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H30受託団体</p>	<p>NPO法人 埼玉県相談支援専門員協会 http://www.ssa-b.com/</p>

http://www.ssa-b.com/_src/sc872/SSA_HRDvision_201203.pdf

(4)	サービス管理責任者等研修Ⅰ
-----	---------------

目的	<p>障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」(障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」)の養成を行います。</p> <p>分野別演習は、介護分野、地域生活(身体)分野、地域生活(知的・精神)、就労分野、児童分野のうち、いずれか1つ以上を選択します。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 ● 相談支援従事者の要件(厚生労働省で定める実務経験年数等※3)を満たす予定の者。 <p>※3 ①地域生活支援事業、障害者支援施設、地域包括支援センターなどにおける「相談支援の業務」3年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」5年以上(社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は3年)、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上)</p> <p>→ 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者(当該研修及びサービス管理責任者研修Ⅱを修了し、かつ実務経験年数等※3を満たす者)の配置が必要です。(配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。)</p>

<p>修了者が担う 事業所での役割 と実践で求めら れるもの</p>	<p>【役割】 対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。</p> <p>【実践で求められるもの】 (介護分野)</p> <p>① 言葉で伝えることが苦手な人たちに、日常の細やかな関わりと観察を通じて、ニーズを適切にとらえ、意思決定を支える。(権利擁護)</p> <p>② どんなに障害が重くても、その人の強みを生かして、その人らしい自立を支える。(エンパワメント)</p> <p>③ 強度行動障害、重度重複障害など、さまざまな障害像に応じた専門的知識とスキル</p> <p>④ サービス等利用計画や自立支援協議会など、地域の仕組みに関する知識</p> <p>(就労分野)</p> <p>① 本人の働きたいという気持ちを大切にし、希望に沿った働き方を実現できるよう、意思決定を支える。</p> <p>② 事業所作業だけでなく職業評価や職場体験実習、本人を支える環境、ニーズなどを適切に捉え、職業準備性を探る。</p> <p>③ 本人の特性や適性、行動性を理解し、希望に沿った働き方の実現に向け、チーム支援によるステップアップを目指す。</p> <p>④ 地域における就労支援ネットワークを構築し、働き続けるために必要な支援を整える。</p> <p>(児童発達分野)</p> <p>① 発達支援(育ちの支援)</p> <p>子ども自らがすこやかに健康に育ち、自信や意欲を育み、コミュニケーションや生活技術の向上を図れるよう、環境を調べていく。また、子ども自らが幸福を追求する存在であることを理解し、自己選択や決定を支える。(子どもの権利擁護とエンパワメント)</p> <p>② 家族支援(育ての支援)</p> <p>気づきの段階からの早期支援を開始し、保護者への心のケア、育児支援、家庭での生活支援を行うことで、健全育成の環境を調える。(家族のエンパワメント)</p> <p>③ 地域連携(縦横の連携)</p> <p>保健・医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワークを基に支援し、乳幼児期から学童期、思春期に渡るライフステージに応じた継続的支援を行う。</p>
--	--

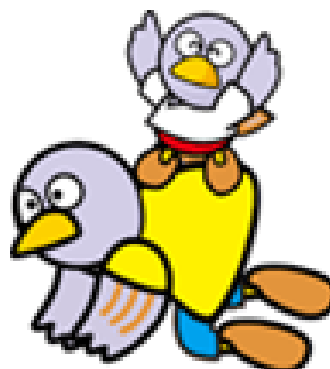
	<p>(地域生活分野(身体))</p> <p>① 地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復など心理状態を踏まえ、真のニーズを捉え意思決定を支える。(権利擁護)</p> <p>② 身体機能障害を抱えながら、地域社会の生活者として社会復帰や自立を支える。(エンパワメント)</p> <p>③ 限られた訓練期間の中でニーズが達成できるように、専門職として常にスキルアップを目指す。</p> <p>④ 有期限のサービスであるため、終了後の地域移行に必要な社会資源の検討や各サービス事業所と連携して支援を行う。</p> <p>(地域生活分野(知的・精神))</p> <p>① 地域の中で、主体的に、いきいきと生活できるよう、地域社会との共生を図りながら、その人なりの自己決定に基づく支援を行う。</p> <p>② 地域における様々な体験を通して、生活スキルの向上を図り、自立した生活が送れるように支援する。</p> <p>③ 多様なニーズに応えられるよう、地域の社会資源(フォーマル・インフォーマル)を活用し、地域生活支援のネットワークを構築する。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム(全3日間)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割 ・ サービス提供者と関係機関の連携について ・ サービス提供のプロセスと進行管理について ● 分野別演習(グループ討議等) 2日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントとサービス提供の基本姿勢 ・ サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究① ・ サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究② ・ サービス内容のチェックとマネジメントの実際 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 9月 ● 演習 10月～1月
<p>研修講師からのコメント (目指すべき専門職像とは)</p>	<p>(介護分野から)</p> <p>サービス管理責任者が担う役割は幅広くあります。利用者の状態を把握し、サービス提供職員に対し助言や指導を行いながら、サービス全体の適切なマネジメントを行わなければなりません。しかし、それはスーパーマンを目指すことではありません。利用者の想いを実現できるよう、事業所内チームの専門職をはじめ、関係機関とも連携を図り、利用者一人</p>

	一人に寄り添った支援を提供できるような専門職を目指していただきたいと考えます。
	(就労分野から) 地域社会で生活していくことを前提に、本人の気持ちや希望に沿った支援を提供し、目標を実現するために必要な専門的知識と技術、地域資源とのネットワークを身につけていただきたいと考えます。
	(児童発達分野から) 児童発達支援管理責任者は「発達支援」を中心として「家族支援」と「地域支援」の三本柱をバランスよく組み合わせる支援することが大切です。そのために、子育てや子どもの育ちの視点に立ち、発達・障害・疾病・制度・地域資源等に関する知識や子どもや家族に寄り添い支えるハートと支援提供技術の獲得を目指していただきたいと思います
	(地域生活分野(身体)から) 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の向上を目的とし、支援が必要な身体障害者に対し、理学療法士、作業療法士、看護師等の専門職が機能訓練を行う事業になります。利用日数に期限があり、その期間の中で本人の意向にそって関係機関との連携をとり、社会復帰や地域生活の自立ができる支援を目指していただきたいと思います。
	(地域生活分野(知的・精神)から) 地域生活を支援すると言うことは、生活全般に渡りどのような暮らし方をするのかを考えなくてはなりません。そのため、自身の所属する事業所にとどまらず多くの地域資源を利用して生活することの想定が必要です。研修では、自らの事業所がどんな役割を持っているのかを考え、さらに支援やネットワークの必要性を考えていただきたいと思います。
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県(福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当) 048-830-3319
H30受託団体	有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/

(5)	サービス管理責任者等研修Ⅱ
-----	---------------

目的	<p>障害福祉サービス提供事業におけるサービスの質確保の中心となる「サービス管理責任者」（障害児サービスでは「児童発達支援管理責任者」）の養成を行います。</p> <p>★ 実務経験年数等の要件を満たし、かつ当該研修を修了した者でなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事できません。</p>
関係する事業所	<p>指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、指定短期入所事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設、指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所支援施設など</p>
受講資格	<p>以下の両方とも満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の対象事業者においてサービス管理責任者、児童発達支援責任者として配置される予定の者。 ● 相談支援従事者の要件（厚生労働省で定める実務経験年数等※3）を満たす予定の者。 <p>※3 ①地域生活支援事業、障害者支援施設、地域包括支援センターなどにおける「相談支援の業務」3年以上、②障害者支援施設、老人福祉施設、障害福祉サービス事業、病院などにおける「直接支援業務」5年以上（社会福祉主事任用資格、介護職員初任者、教員免許など所定の資格がある者は3年）、③医師、歯科医師、保健師、看護師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士など所定の資格に基づく業務を5年以上従事している者は①や②で3年以上</p> <p>→ 実務経験年数の算定方法は複雑であり、個別に十分確認する必要があります。</p>
指定基準との関係	<p>対象事業者においては、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者（当該研修及びサービス管理責任者研修Ⅰを修了し、かつ実務経験年数等※3を満たす者）の配置が必要です。（配置人数は1人以上で、サービス利用者数によって異なります。）</p>

<p>修了者が担う 事業所での役割</p>	<p>対象事業者において、サービス管理責任者又は児童発達支援責任者として利用者（児）の能力や環境等の評価を通じて行う希望する生活や課題等の把握（アセスメント）、個別支援計画等の作成（プランニング）、同計画の実施状況の把握（モニタリング）などを行います。</p>
<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 2日間 （相談支援従事者初任者研修の共通講義と合同実施） ※ 相談支援従事者初任者研修の共通講義（2日間）と合同実施であり、カリキュラムも同一です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の基本姿勢 ・ 障害者総合支援法の概要 ・ 計画作成とサービス提供のプロセス ・ 相談支援における権利擁護と虐待防止 ・ 障害児者の地域生活支援 <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 6月 ● 演習 7月～9月
<p>実施主体(担当) 及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H30受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>



(6)	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
-----	---------------------

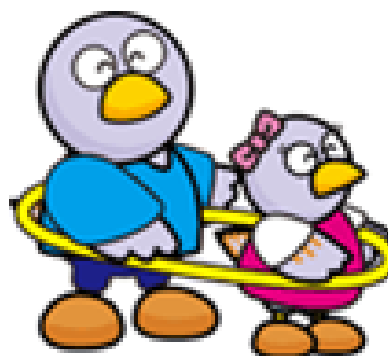
目的	強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行い、安定した日常生活を送っていただくために、職員の人材育成を行います。
関係する事業所	全ての障害福祉サービス事業所、施設等（特に下記の報酬加算に関係する事業所、施設等の職員の受講が必要となっています。）
受講資格	原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定施設入所支援事業、指定短期入所事業、指定共同生活援助事業における「重度障害者支援加算」の要件において、当該研修修了者の配置が必要です。 ● 指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービス事業における「指導員加配加算」の要件において、当該研修修了者又は児童指導員、保育士などの配置が必要です。
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>【役割】 修了者は施設入所支援などで、強度行動障害を有する者に対して直接的な個別支援などを行います。</p> <p>【実践で求められるもの】</p> <p>①「<u>支援の手順が示された支援計画シート（実践研修修了者が作成するもの）に書かれている内容とその根拠を理解する</u>」 強度行動障害のある人の支援においては、他の障害のある人と少々異なるアイデアや支援技術がいくつか必要になるので、なぜそのようなことをするのかを理解することと、支援の手順が示された支援計画シートの内容や根拠をイメージできるようになることが求められます。</p> <p>②「<u>詳細な手続きまでチームプレイを徹底する</u>」 支援に関わる人全員が目標の達成に向けて統一した支援を実施することが必要になります。</p>

	<p>③「確実に実直にルールを守り続ける」</p> <p>チームで決めた支援の方法は、臨機応変ではなく、確実に実施し続けることが求められます。そのうえでうまくいかなかった場合は、専門的知識を持つ同僚と相談しあい、より適切な支援方法をチームの一員として見出していく姿勢も求められます。</p>
研修の内容	<p><u>カリキュラム（2日間・講義と演習）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害とは何か ・ 強度行動障害支援の基本的な視点 ・ 強度行動障害とコミュニケーション ・ 強度行動障害と医療 ・ 支援のためのネットワーク構築 など
研修講師からのコメント （目指すべき専門職像とは）	<p>この基礎研修は、利用者支援の第一線で活躍されるサービス提供職員に、自傷や他害行為に代表されるような行動障害に対する基本的な知識と技術を身につけていただいて、どこの障害福祉サービス事業所においても適切な支援ができるよう、利用者側から見ればどこの障害福祉サービス事業所を利用しても適切な支援が受けられるようなシステムを構築することを目指しています。研修終了後は、強度行動障害の軽減だけでなく、支援者側の負担感の軽減も図れるような根拠のある適切な支援を実行できる専門職となっていきたいと考えます。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
H30指定団体	<p>社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 株式会社 日本教育公社 有限会社プログレ総合研究所 株式会社 たまみずき 一般社団法人 あかり</p>

(7)	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
-----	---------------------

目的	強度行動障害を有する者に対し適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を行います。
関係する事業所	全ての障害福祉サービス事業所、施設等（特に下記の報酬加算に関係する事業所、施設等の職員の受講が必要となっています。）
受講資格	基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした個別支援計画策定業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
指定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定施設入所支援事業、指定短期入所事業、指定共同生活援助事業における「重度障害者支援加算」の要件において、当該研修修了者の配置が必要です。 ● 指定児童発達支援事業、指定放課後等デイサービス事業における「指導員加配加算」の要件において、当該研修修了者又は児童指導員、保育士などの配置が必要です。
修了者が担う事業所での役割と実践で求められるもの	<p>【役割】</p> <p>修了者は施設入所支援事業などで、強度行動障害を有する者について、支援の手順が示された個別支援計画シート等を作成します。</p> <p>【実践で求められるもの】</p> <p>①「固有の障害特性、具体的な支援方法を導き出す」</p> <p>個別支援計画に則り日常的な支援を行う際の障害特性への配慮を自ら工夫し、個々にあった適切な支援の手順が示された計画を立案できるようになることが求められます。</p> <p>②「定期的にモニタリングを実施する」</p> <p>計画に沿った支援を実施した後は、記録と報告により、必ず定期的にその後の評価を行うことが必要です。評価の際はサービス提供職員と意見交換し、今後どうすべきかを中心的に考えられるようになることが求められます。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム（2日間・講義と演習）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族からの提言 ・ 障害特性の理解とプランニング（支援計画作成方法） ・ 支援の実践報告 ・ 記録に基づく支援の評価方法（演習）など
<p>研修講師からのコメント （目指すべき専門職像とは）</p>	<p>この実践研修は、基礎研修を修了したサービス提供職員に対し、強度行動障害がある方々の個別支援計画に則り、日常的な支援を行う際の具体的な支援方法を提示するためのプロセスを学んでいただくものです。固有の障害特性を理解し、その特性への配慮を自ら工夫し、支援方法を導き出すことはもちろん、提示した支援方法に基づいた統一した支援が行われているかなどのプロセス管理も求められます。そういった意味では行動障害がある方への支援を考えるチームリーダーのような専門職を目指していただきたいと考えます。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H30指定団体</p>	<p>社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 株式会社 日本教育公社 有限会社プログレ総合研究所 株式会社 たまみずき 一般社団法人 あかり</p>



(8)	重度訪問介護・同行援護・行動援護従事者養成研修
-----	-------------------------

目的	<p>障害福祉サービスにおける重度訪問介護・同行援護・行動援護が利用者にとって適切に提供されるよう、支援に直接従事する者のための資質の向上を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 ● 同行援護従事者養成研修 ● 行動援護従事者養成研修 <p>※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)と同じ位置付けであり、カリキュラムも同一です。</p>
関係する事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定重度訪問介護事業者(重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者が対象) ● 指定同行援護事業者(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が対象) ● 指定行動援護事業者(知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者が対象)
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、重度訪問介護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。 ● 原則として、同行援護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。 ● 原則として、行動援護従業者として従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。
指定基準との関係	<p>同行援護と行動援護の事業所ごとに配置が義務付けられている「サービス提供責任者」の資格要件として、当該研修などの修了者と定められています。また、それぞれのヘルパーについても当該研修の修了が要件の一つとなっています。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。また、当該計画の実施状況を把握し、必要に応じて変更します。さらに従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 ● 同行援護従事者養成研修 ● 行動援護従事者養成研修 24時間(3日～4日間) <p>※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)と同じ位置付けであり、カリキュラムも同一です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害とは何か ・ 強度行動障害支援の基本的な視点 ・ 強度行動障害とコミュニケーション ・ 強度行動障害と医療 ・ 支援のためのネットワーク構築 など ・ 家族からの提言 ・ 障害特性の理解とプランニング(支援計画作成方法) ・ 支援の実践報告 ・ 記録に基づく支援の評価方法(演習) など
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県(福祉部障害者支援課地域生活支援担当)</p> <p>048-830-3317</p>
<p>平成30年度 主な指定団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度訪問介護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人 自立生活センター遊トピア NPO法人 CILひこうせん 特定非営利活動法人 MCKコミュニティ ● 同行援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 有限会社 プログレ総合研究所 株式会社 EE21 株式会社 日本教育公社 株式会社 マナヴィーヴェル 株式会社 ISPアカデミー NPO法人 障害者も地域で共に・コーヒータイム 株式会社 ビジュアルビジョン NPO法人 埼玉県視覚障害者社会参加推進協会 ● 行動援護従事者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 有限会社 プログレ総合研究所 株式会社 EE21 社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団

(9)	障害者虐待防止・権利擁護研修
-----	----------------

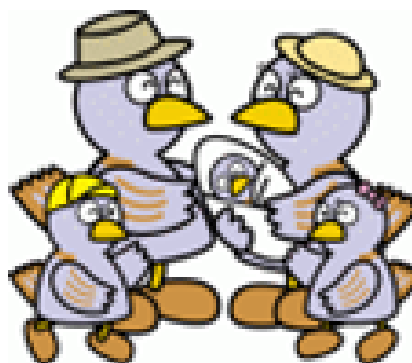
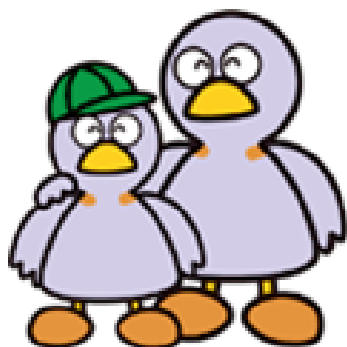
目的	<p>障害者虐待の未然防止及び虐待が発生した際の早期発見、迅速な対応ができるよう、障害福祉サービス事業所等職員及び市町村職員の資質向上を図ることを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 ● 演習Aコース（基礎編） ● 演習Bコース（職場研修プログラム作成編） ● 演習Cコース（応用編） ● 演習Dコース（窓口編）
関係する事業所	<p>全ての障害福祉サービス事業所、施設等 全ての市町村（障害福祉担当課）</p>
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスに従事する全ての職員、利用者、利用者の家族等 ● 演習Aコース：経験年数、職種、雇用形態を問わず、障害福祉サービスに従事する全ての職員 ● 演習Bコース：職場内で虐待防止研修を企画する（予定の）者 ● 演習Cコース：施設長、管理者、もしくはそれに準ずる立場にある者 ● 演習Dコース：市町村担当職員、相談支援専門員
指定基準との関係	<p>指定基準に直接影響しないが、障害者虐待の未然防止、早期対応のため、できるだけ多くの従事者等に受講するよう求めています。また、基準上、各事業者運営規程で「虐待防止に関する責任者（虐待防止マネジャー）の選定」を定めることになっており、この責任者（候補者）は演習Bコースを受講するよう推奨しています。</p>
修了者が担う事業所での役割	<p>障害者虐待防止については、事業所、施設内の全ての職員がこれに努めることとされており、施設長、管理者、虐待防止マネジャー、その他全ての職員がそれぞれの立場に応じた取組をしなくてはなりません。そのために、当該研修は必ず受講していただきたいものです。</p>

<p>研修の内容</p>	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県における障害者虐待の現状 ・ 障害者虐待の現場から（毎日新聞社論説委員） ・ 障害当事者の声を聴く ・ 市町村における障害者虐待防止への対応 ・ 障害者虐待防止・対応に関わる法の理解（弁護士） ● 演習各コース 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例に基づいたロールプレイとグループ討議 ・ 職場内虐待防止研修プログラムの作成 ・ 情報交換と実際の実践に基づいたグループ討議 ・ 市町村における対応方針の協議、個別ケース会議の理解など <p><u>例年の受講時期</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共通講義 12月 ● 演習 1月～2月
<p>研修講師からのコメント （目指すべき専門職像とは）</p>	<p>【従事者コース】</p> <p>虐待防止・権利擁護研修はA・B・Cの3コースに分かれています。Aコース（基礎編）は、現場で悩みの多い虐待グレーゾーンに焦点を当てた内容となっております。職種やキャリアを問わず、誰もが参加できる内容です。Bコース（職場研修プログラム作成編）はAコースの内容を各事業所で実施していただくことを目的とし、「価値観のすり合わせ」を目指した研修企画を学びます。主に職場内研修の企画に携わる方が対象です。Cコース（応用編）は、虐待の背景にある組織のあり方など、虐待の本質について議論を深めます。主に管理者およびそれに準ずる方が対象です。どのコースも参加者同士のグループワークがメインであり、ほかの事業所の風に触れて自身や事業所を振り返りたいと感じている方こそ、参加をお待ちしています。</p>
<p>実施主体(担当)及び連絡先</p>	<p>埼玉県（福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当） 048-830-3319</p>
<p>H30受託団体</p>	<p>有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/</p>

(10)	区分認定（調査員）研修・審査会委員研修
------	---------------------

目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修 市町村等において障害支援区分の認定に関わる認定調査員の養成を行います。 ● 審査会委員研修 市町村等において認定の二次判定を行う審査会委員の養成を行います。 ★ とともにそれぞれの当該研修を修了した者でなければその職務に従事できません。
関係する事業所	市町村、一部事務組合など
受講資格	<p>障害支援区分を認定する市町村が以下のとおり受講申し込みをする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村等において障害支援区分の認定に関わる認定調査に従事する予定者 ● 認定二次判定の審査会委員として就任する予定の者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職や学識経験者、当事者など）
指定基準との関係	<p>市町村が行う区分認定の調査・審査に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修を修了した者でなければ認定調査に従事することができません。 ● 審査会委員研修を修了した者でなければ委員に就任することができません。
修了者が担う事業所での役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定の申請をした障害福祉サービス利用（予定）者の自宅等を訪問し、所定の認定調査を行います。 ● 市町村等における区分認定二次判定において審査会委員として専門的な意見により審査を行います。
研修の内容	<p><u>カリキュラム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区分認定（調査員）研修 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分に関する基本的な考え方 ・ 難病等の考え方 ・ 認定調査実施上の留意点、遵守事項の説明 ・ 認定調査の具体的な実施方法

	<p>(項目ごとの選択肢の選択と特記事項の記載など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事例に基づいた個別演習 (認定調査票の記入作成) ● 審査会委員研修 1日間 ・ 障害者総合支援法における障害支援区分の概要 ・ 市町村審査会委員の実務について ・ 障害支援区分の認定状況について <p><u>例年の受講時期</u> どちらの研修も7月</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県 (福祉部障害者支援課総務・市町村支援担当) 048-830-3319
H30受託団体	有限会社プログレ総合研究所 048-640-4401 http://www.omiya-fukushi.co.jp/



2 その他の研修（参考）

(1)	発達障害児に係る医療・療育の専門職の人材育成 現場研修
-----	--------------------------------

目的	医療・療育の専門職を対象に、発達障害児の療育現場で同職種及び異職種の療育法を学ぶ現場研修を実施し、発達障害児を多面的な角度から療育できるようスキルアップを図ります。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害児の療育に係る基礎講座 1日間 <ul style="list-style-type: none"> ・医師による講義 ・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等による講義 ● 現場研修 1日間（作業療法士等による療育法を学ぶ現場研修） 基礎講座受講後通年 ● 受講料：無料
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成30年度受託団体	社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター

(2)	発達障害児療育実践者育成研修
-----	----------------

目的	特性に応じた個別の療育法や保護者への育児支援等、地域で発達障害児支援を行うため、作業療法士等が行う支援について学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 3日間 ● 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業療法士：育てにくい子（育てにくいと感じるときは？育てにくいと感じるときの子どもの側の要因）、育ちにくい子、通園での支援について、作業療法アプローチについて ・ 言語聴覚士：発達領域の言語聴覚士と地域支援での役割、発達障害児の言語発達の評価と支援、ライフステージからみた発達障害児の支援 ・ 臨床心理士：発達障害の基礎知識、脳機能の障害；特性を神経心理学的な面から理解する、問題行動の背景としての発達障害、役に立つ支援のためのアセスメント、保護者の望む支援；支援のポイント ● 受講料 無料 ● 平成30年度開催時期 9月～10月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(3)	学齢期のSST実践研修
-----	-------------

目的	発達に特性のある子供を理解・分析するための手法として応用行動分析の基礎を学びます。また、基礎を学んだ後には集団や個別場面にて実際に使えるソーシャルスキルトレーニングについてワークショップ形式で体験を通して学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 3日間 ● 講義・演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の基礎、応用行動分析の基礎知識 ・ ソーシャルスキルトレーニングの講義と演習 ● 受講料 無料 ● 平成30年度開催時期 11月～12月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成30年度受託団体	学校法人獨協学園 獨協医科大学埼玉医療センター

(4)	ペアレント・トレーニング指導者育成研修
-----	---------------------

目的	発達障害児とその保護者に対して専門的な知識を有した支援を行う支援者が実践的な支援手法を身に付けるとともに、自らが地域で発達が気になる児童に着目した子育て教室や親支援ができるよう育成します。
関係する事業所	障害児通所支援事業所
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 講義・演習 2日間（10月頃）無料 ・ 子供の好ましい行動を増やす、効果的な指示の出し方など子供にあった子育てや発達を伸ばしていくかわり方を学ぶ。 ・ 発達障害児の保護者に対してペアレント・トレーニング講座を実施する基礎知識及び発達障害児の保護者の支援者として身に付けるべき手法やあり方を学ぶ。 ● 受講料：無料 ● 平成30年度開催時期 10月～11月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成30年度受託団体	医療法人社団まめの木会まめの木クリニック

(5)	「発達障害の基礎理解」公開講座
-----	-----------------

目的	発達障害の基礎知識や早期の気づき・早期支援の重要性を学び、発達障害の特性が気になる子どもへの支援に活かすことを目的とします。
関係する事業所	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所、一般相談支援事業所、認可外保育所等
受講資格	県内の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 1日間 ● 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の基礎理解（医学的見地から） ・診断・療育の現場から感じた早期発見・支援の必要性について ・こどもと親への支援の実際 ・サポート手帳の活用について ● 受講料 無料 ● 平成30年度開催時期 6月～8月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(6)	発達障害児のための感覚運動遊び支援実践研修
-----	-----------------------

目的	発達障害児の発達を促す遊び方と支援のポイントについて作業療法士から学ぶ実習形式の研修です。子どもたちが無理なく社会生活に適応できる支援の取得を目指します。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義・実習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の基礎となる感覚（触覚・前庭覚・固有受容覚等）って何？ ・ 感覚の受け取り方の違いによる生活の中での影響ってどんなこと？ ・ 発達が気になる子どもに支援をしていくときの気をつけたいポイントは？ ● 受講料 無料 ● 平成30年度開催時期 9月～1月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(7)	発達障害と環境支援
-----	-----------

目的	<p>発達障害の特性について理解を深めるとともに、それらに基づく行動観察のポイントや構造化をメインとした環境設定による支援方法について学びます。</p> <p>構造化の視点を用いることで、子どもにわかりやすい支援環境を整えることができます。</p>
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害とは何か ・発達障害の特性 ・乳幼児の脳の発達 ・発達障害の特性に合わせた合理的な支援法 ・構造化・環境支援 ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 9月、1月
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県発達障害総合支援センター</p> <p>048-601-5551</p>

(8)	発達障害アセスメント研修①基本編
-----	------------------

目的	<p>アセスメントツールを使用することで、発達障害の特性を客観的にとらえ、子どもの行動観察や保護者面接における視点を学びます。</p> <p>自閉症スペクトラム障害の一次スクリーニングとして活用されるM-CHATについて学び、日常の支援に反映させる方法を学びます。</p>
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義 <p>※M-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）とは16～30カ月の幼児を対象に、養育者が質問紙に記入する形式のアセスメントツールです。社会性の発達状況を確認し、自閉症スペクトラムの可能性について把握することを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 8月
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県発達障害総合支援センター</p> <p>048-601-5551</p>

(9)	発達障害アセスメント研修②応用編
-----	------------------

目的	フォーマルなアセスメントツールの概要や数値の意味を学び、保護者が持参する専門機関で実施した検査結果を日常の支援計画に反映させ、質の高い支援を実施する方法を学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義及び演習 アセスメントツールとは、評価に用いられる標準化された検査方法をアセスメントツールといいます。結果を数値化することで、客観的に評価を行うことができます。本研修では、発達障害の特性をより細かく評価し、支援のニーズをつかむためのアセスメントツールについて学びます。「どんな認知の特性をもっているのか?」「生活にどんな困難があるのか?」など数値化された指標を用い、具体的な支援の方法を考えます。 ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 9月、11月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(10)	親子グループ支援実践研修
------	--------------

目的	発達障害児とその保護者を対象とした親子療育グループを見学・参加いただきながら、視覚支援や構造化、感覚統合、親支援等の要素を療育グループに活かす方法を学びます。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 発達障害児とその保護者を対象とした親子療育グループを見学 ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 6月～2月 ※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(11)	楽しい子育て応援講座トレーナー養成研修
------	---------------------

目的	子どもの発達に悩みを抱えている保護者を対象とした「楽しい子育て応援講座」を開催するノウハウや業務の中で行う親支援に活用できるスキルを学び、地域の支援機関で親支援を実施できることをめざします。本講座は、親のストレスマネジメントに重点をおいた内容です。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	保護者を対象とした「楽しい子育て応援講座」の開催やストレスマネジメントの視点をういた保護者支援を期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 4日間 ● 見学・講義・演習 <p>午前に保護者を対象とした楽しい子育て応援講座（研修受講者は見学及び一部参加）を見学し、午後に講座を開催するためのノウハウ及び支援スキルを学びます。</p> <p>【講座内容】</p> <p>講演会「子どもの可能性を引き出す3つのヒント」</p> <p>1日目「ママも子どもも悪くない！まずストレスを減らしましょう」</p> <p>2日目「子どもの特性に合わせた効果的な接し方」</p> <p>3日目「対人関係が楽になるコツ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 11月～12月 <p>※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成30年度受託団体	特定非営利活動法人えじそんくらぶ

(12)	ペアレント・トレーニング指導者実践研修
------	---------------------

目的	ペアレント・トレーニング指導者育成研修を受講した参加者が、実際にモデルグループの運営を見学し、解説を受けることで、ペアレント・トレーニングをより効果的に実践し、ブラッシュアップを図ることを目的としています。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	<p>県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者で以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県が開催したペアレント・トレーニング指導者育成研修を受講した方 ・他機関において、上記研修と同等内容の研修を受講された方 ・ペアレント・トレーニングを既に実施されている方
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	保護者を対象としたペアレントトレーニングの講座の開催やペアレントトレーニングの支援手法を用いた発達障害児への支援を期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 8日間 ● 見学・講義・演習 <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの事前説明 ・保護者が参加するプログラムを見学 ・実施したプログラムのふりかえり、解説 ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 12月～3月 <p>※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551
平成30年度受託団体	医療法人社団まめの木会まめの木クリニック

(13)	ペアレントプログラム支援者育成研修
------	-------------------

目的	発達障害のある子どもを育てる保護者を支援するために、支援者が実際のプログラムに参加するなかで、プログラムを実施するノウハウを学び、地域における保護者支援にその内容を活用できるようになることを目的としています。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	保護者を対象にペアレントプログラムの講座を開催することを期待しています。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 6日間（各クール6日間） ● 見学・講義・演習 <p>保護者を対象としたペアレントプログラム（研修受講者は見学及び一部参加）を見学し、プログラム終了後に講座を開催するためのノウハウ及び支援スキルを学びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの事前説明 ・保護者が参加するプログラムを見学 ・実施したプログラムのふりかえり、解説 <ul style="list-style-type: none"> ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 6月～11月（2クール実施） <p>※ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした全6回のグループ・プログラムです。実施者には、地域の保健師や保育士、福祉事業所の職員等を想定しているプログラムです。</p> <p>※研修参加者には、個人情報の取扱いに関する誓約書の提出をお願いしています。</p>
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(14)	発達障害のある子供の小学校生活への支援 ～連携のための基礎知識～
------	---

目的	発達障害特性のある子供や先生がかかえる困難性と合理的な配慮について知ることは、学校以外の現場で働く支援者にも大切です。学齢期の子供に分かりやすい環境を整えるための構造化を学び、現場での支援や家庭への助言に活かすことを目指します。
関係する事業所	障害児通所支援事業所等
受講資格	県内（さいたま市を除く）の障害児通所支援事業所等で発達障害児支援に現在携わっている者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数 半日 ● 講義 発達障害特性のある子供が小学校生活でつまづきを経験する可能性のある場面や、特別支援教育や通常学級での個別の配慮の例などを取り上げ、子供の状況をより有利に導く連携のための基礎知識を学びます。 ● 受講料 無料 ● 平成30年度受講時期 9月
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県発達障害総合支援センター 048-601-5551

(15)	たんの吸引に係る研修
------	------------

目的	介護職員等が、特別養護老人ホーム等の施設の利用者や在宅の利用者に対してたんの吸引等を行うために、知識や技能を修得することを目的とした研修です。
関係する事業所	介護福祉士や介護職員等が従事する事業者
受講資格	介護福祉士、介護職員等（ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等）
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施。
研修の内容	<u>1、2号研修（不特定）</u> 基本研修（講義50時間＋シミュレーター演習）＋実地研修（1号は5行為全て、2号は1行為以上5行為未満。） <u>3号研修（特定）</u> 基本研修（講義8時間＋演習＋1時間）＋実地研修（特定の者に対する必要な行為のみ。）
登録担当及び連絡先	埼玉県（福祉部社会福祉課施設指導・福祉人材担当） 048-830-3225
喀痰研修を実施する登録研修機関について	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/tourokukensyu.html

(16)	リハビリテーションテーマ別研修 「障害の理解とリハビリテーション 高次脳機能障害編」
目的	脳卒中や脳外傷による脳損傷後に出現する障害についての研修を行い、地域におけるリハビリテーション活動の推進に資する。
関係する事業所	障害者関係施設、介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、訪問看護ステーション
受講資格	市町村、市町村保健センター、障害者関係施設、介護施設、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、訪問看護ステーション、県福祉事務所、県保健所の職員、及び脳損傷による障害のある方の相談・支援に携わっている関係職員
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	研修修了者においては、障害に関する理解を深めてもらい、対象事業所での支援充実の推進者や支援に関係する機関への連携調整役などの役割を期待します。
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講日数：2日間 ● 受講者数：80人 ● 開催時期：9月 ● 開催会場：埼玉県総合リハビリテーションセンター (上尾市) ● カリキュラム <ul style="list-style-type: none"> 1日目 <ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害の医学的基礎知識 高次脳機能障害への対応（事例を含む） 神経心理学的理解と認知リハビリテーション 病院でのリハビリテーション 高次脳機能障害者の看護 2日目 <ul style="list-style-type: none"> 支援の実際と対応の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援 ② 障害者支援施設での訓練と支援 ③ 就労支援 ④ 健康づくり
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県総合リハビリテーションセンター（職員・企画担当） 048-781-2222

(17)	難病患者等ホームヘルパー養成研修 (難病基礎課程Ⅰ・Ⅱ)
目的	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ります。
関係する事業所	訪問介護サービス事業所
受講資格	<p>県内に居住若しくは就労しており、各課程の受講資格を有する者。</p> <p>難病基礎課程Ⅰ：介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士（難病基礎課程Ⅱの受講資格を有する者も受講可）</p> <p>難病基礎課程Ⅱ：介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者及び介護福祉士</p>
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	訪問介護が必要な難病患者等の特性を理解し、医療スタッフとの連携を念頭に置いたホームヘルプサービスの展開ができる人材となること。
研修の内容	<p>県が実施する場合は、受講料無料（テキスト代は自己負担）。</p> <p>● 研修カリキュラム</p> <p>(1) 難病基礎課程Ⅰ（4時間）</p> <p>① 難病に関する行政施策（1時間）</p> <p>ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅰ（1時間）</p> <p>② 難病に関する基礎知識Ⅰ（3時間）</p> <p>ア 難病の基礎知識Ⅰ（2時間）</p> <p>イ 難病患者の心理及び家族の理解（1時間）</p> <p>(2) 難病基礎課程Ⅱ（6時間）</p> <p>① 難病に関する行政施策（1時間）</p> <p>ア 難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ（1時間）</p> <p>② 難病に関する基礎知識Ⅱ（4時間）</p> <p>ア 難病の基礎知識Ⅱ（3時間）</p> <p>イ 難病患者の心理学的援助法（1時間）</p> <p>③ 難病に関する介護の実際（1時間）</p> <p>ア 難病に関する介護の事例検討等（1時間）</p>
実施主体(担当)及び連絡先	<p>埼玉県（保健医療部疾病対策課指定難病対策担当）</p> <p>048-830-3491</p>

(18)	訪問相談員育成事業
------	-----------

目的	難病患者やその家族に対する、相談、指導、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、地域包括支援センター等の従事者や訪問看護師等の育成を行います。
関係する事業所	地域包括支援センター 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所 等
受講資格	県内で就労する者。 受講資格は研修企画による。
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	在宅療養中で支援が必要な難病患者やその家族に対して各種サービスの調整を行うこと、他機関・他職種との連携を図るための役割を担うこと。
研修の内容	研修企画による 受講料無料
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県(保健医療部疾病対策課指定難病対策担当) 048-830-3491

(19)	精神保健福祉関係機関向け研修
------	-----------------------

目的	県内の精神保健福祉業務に従事する職員の資質向上を図ります。
関係する事業所	相談支援事業所 等
受講資格	保健所職員 市町村職員 相談支援従事者
指定基準との関係	特になし
修了者が担う事業所での役割	特になし
研修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関業務に関する研修 保健所職員研修、市町村職員研修、メンタルファーストエイド実施者養成研修 ● 専門知識・技術を提供する研修 精神保健福祉基礎講座、精神保健福祉相談研修 ● 課題・テーマに沿った研修 課題別研修（保健、福祉、その他）
実施主体(担当)及び連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター（地域支援担当） 048-723-3333



このガイドブックは県HP
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kenko/shogaisha/shisetsu/kenshu/documents/jinzaiikusei2.pdf>
 からダウンロードできます。